

静岡県告示第167号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月17日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
県道	掛川天竜線 大和田森線	周智郡森町睦実字杭瀬ヶ谷 1095番の5地先から 周智郡森町睦実字殿ノ谷 420番の4まで	前	㊤ 24.9～45.0 ㊢	㊤ 949.6 ㊢
			後	㊤ 24.9～45.0	㊤ 949.6
		掛川市幡鎌字板ヶ谷 859番の11から 周智郡森町睦実字杭瀬ヶ谷 1097番の6まで	前	11.9～77.5	335.5
			後	11.9～77.5	335.5
		掛川市幡鎌字板ヶ谷 862番の2地先から 周智郡森町睦実字杭瀬ヶ谷 1103番の5地先まで	前	5.3～38.5	287.6
			後	5.3～29.9	287.6